

都市計画道路伊駒アルプスロード線に係る環境影響評価書に対する環境大臣意見

都市計画道路伊駒アルプスロード線（以下「本事業」という。）は、長野県が、長野県駒ヶ根市北の原を起点とし、同県伊那市青島を終点とする約11.6kmの一般国道を整備するものである。本事業は、一般国道153号の伊南バイパスと伊那バイパスを結び、一般国道153号の混雑解消、円滑で安全な交通の確保等を目的に計画されている。

対象事業実施区域及びその周辺の地域は、中央アルプス、南アルプスに挟まれた伊那谷に位置し、天竜川水系によって河岸段丘が形成されており、低地は主に農地利用、台地には市街地が形成され、周辺は都市計画の住居専用地域及び住居地域に指定されている。

今後、本事業の実施に当たって、環境への影響が最小限となるよう、次の措置を適切に講ずるとともに、その旨を補正後の評価書に適切に記載されたい。

1．総論

(1) 環境保全措置の具体化

今後の詳細な設計及び事後調査等の結果を踏まえ、その内容を詳細なものにする必要がある環境保全措置については、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討すること。また、環境保全措置の具体化について、専門家等の意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保すること。

(2) 地域住民等への丁寧な説明

本事業は、市街地周辺において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、工事説明会等の場を活用して、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。

2．各論

(1) 水環境について

本事業は、帯水層が分布する地層を切土し、トンネル部分を施工することから、地下水位の低下及び地下水質等へ影響を及ぼすおそれがあるため、工事着手前に地下水調査等を行う等により現状を把握の上、専門家等の意見を踏まえて環境保全措置を実施すること。また、事後調査等により工事中及び供用後の地下水の状況把握に努め、その内容は、適宜、情報を公開するなど透明性及び客観性を確保すること。

(2) 地形及び地質について

本事業では、学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質としてあげられている「天竜川右岸の河岸段丘と新期断層」の地形を改変することとなっているため、専門家等に意見を聴取し、地形への影響を極力低減すること。

(3) 騒音について

本事業の対象道路に設置する遮音壁は、住居等保全対象の立地状況を踏まえ、当該路線の環境基準の達成に必要な区間及び設計とすること。

(4) 法面等の緑化について

法面等の緑化を行う場合、在来種を積極的に活用し生態系への影響を極力低減すること。また、その際に、周辺地域の大部分が農地利用されていることを考慮し、周辺住民との意見交換等を行い、農地の利用者等への影響や周辺環境への影響を極力低減すること。

(5) 廃棄物等について

ア．廃棄物の再生利用及び適正処理の推進

工事に伴い発生する廃棄物については、再生利用を図るとともに、工事着手までに、できる限り、廃棄物の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物を適正に処理すること。

イ．建設発生土の現場利用の推進及び適切な管理

建設発生土については、現場での利用を推進すること。また、建設発生土の仮置場を設置する場合は、その設置場所の選定に当たり、周辺の生活環境及び自然環境への影響が懸念される区域を回避するとともに、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適正な管理を図り、建設発生土の飛散及び流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 温室効果ガス等について

工事中の温室効果ガスの排出低減に努めること。また、都市計画決定権者である長野県においては、本事業に係る都市計画について、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、当該都市計画の目的の達成との調和を図りつつ地球温暖化対策に係る関係地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮すること。

(7) その他について

盛土工事に必要な土砂の確保及び運搬においては、近隣の公共工事における建設発生土等を最大限活用するとともに、本事業の盛土工事の平準化や輸送の効率化等を検討できるよう、具体的な計画を策定し、進めること。